

## 川崎臨海部研究開発機能強化補助金交付要綱

### (通則)

第1条 川崎臨海部研究開発機能強化補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）及びその他法令の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域において、研究開発拠点の形成に資する研究所等の新設に係る経費に対し、補助金を交付することにより、川崎臨海部の持続的な発展に寄与する新産業の創出を促進し、本市のみならず我が国の経済や社会の発展をけん引する新たな戦略拠点を形成することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 川崎臨海部 川崎区内における、産業道路以南の区域、多摩川リバーサイド地区及び都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域のうち羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域並びに浜川崎駅周辺地域で川崎臨海部研究開発機能強化補助金取扱要領（以下「要領」という。）に規定する区域をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供するために新設する研究所、事務所、工場等の施設をいう。

- (3) 研究所 機械及び装置又はシステム等の技術開発及び素材や製品の開発を行うための試験研究、分析評価等を行う施設をいう。
- (4) 事務所 営業の拠点となる実態を備えており、継続的に業務を行う施設をいう。
- (5) 工場 機械及び装置を設置して製造、加工等の業務を行う施設をいう。
- (6) 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産（要領で定めるものに限る。）の取得に要した費用をいう。
- (7) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社、個人及び営利を目的としない団体等をいう。
- (8) 特定地域 川崎臨海部の持続的な発展に向けて研究開発拠点の形成を目的に、川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域をいう。
- (9) 自社活用施設 事業者が、自ら（企業集団に属する企業を含む。）が建物を建築し、又は取得し、研究開発等を行うことを目的とした施設をいう。
- (10) 賃貸R&D施設 事業者が、研究所として賃貸することを目的とした施設で、研究用の共用機器等を有するものをいう。
- (11) 常用雇用者 自社活用施設において、事業遂行に伴い雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

（補助対象事業）

第4条 自社活用施設における補助金の交付対象とする事業（以下「自社活用施設補助対象事業」という。）は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 特定地域に自社活用施設を新設すること。
- (2) 投下固定資産額が50億円以上であること。(中小企業者にあつては5億円以上であること。)
- (3) 当該自社活用施設における常用雇用者が50人以上であること。(中小企業者にあつては10人以上であること。)
- (4) 新設する自社活用施設が、従来の同種施設と比較し、温室効果ガスの排出量の削減が図られる施設であること。
- (5) 令和10年3月31日までに第8条第1項に規定する認定の申請が行われていること。

2 賃貸R&D施設における補助金の交付対象とする事業(以下「賃貸R&D施設補助対象事業」という。)は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 特定地域に賃貸R&D施設を新設すること。
- (2) 投下固定資産額が20億円以上であること。(中小企業者にあつては5億円以上であること。)
- (3) 新設する賃貸R&D施設が、従来の同種施設と比較し、温室効果ガスの排出量の削減が図られる施設であること。
- (4) 令和10年3月31日までに第8条第1項に規定する認定の申請が行われていること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、自社活用施設補助対象事業及び賃貸R&D施設補助対象事業(以下「補助対象事業」という。)の実施に要する投下固定資産額から、要領に定める費用の額を控除した額をいう。

2 前項の規定により難しい場合は、補助対象事業の認定を受け、補助対象事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、市と別途協議を行うものとする。

（補助金の額及び補助率）

第6条 自社活用施設補助対象事業に係る補助金の額及び補助率は、次の各号に定めるところによる。ただし、補助対象事業者が、この要綱以外の規定による本市の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当した場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

（1）補助金の額は、研究所の新設にあつては補助対象経費の12%に相当する額以内とし、事務所又は工場等の新設にあつては、補助対象経費の9%に相当する額以内とする。ただし、当該額が20億円を超えるときは、20億円を上限とする。

（2）前号の規定により算出した補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（3）市長は、補助金を5年以内の期間に分割して予算の範囲内で交付することができる。

2 賃貸R&D施設補助対象事業に係る補助金の額及び補助率は、次の各号に定めるところによる。ただし、補助対象事業者が、この要綱以外の規定による本市の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当した場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

（1）補助金の額は、補助対象経費の6%に相当する額以内とする。ただし、当該額が20億円を超えるときは、20億円を上限とする。

（2）前号の規定により算出した補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3) 市長は、補助金を5年以内の期間に分割して予算の範囲内で交付することができる。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の実施にあたり、市に事前相談することができる。

2 市は、補助対象事業を推進するため、これらの事業の実現に向けた助言等を行うものとする。

(補助対象事業の認定等)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業に着手する日の前日までに、川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助対象事業者から提出された前項に規定する認定申請書について、認定の可否を適正に審査するため、認定審査会を設置するものとする。

3 認定審査会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

4 市長は、補助対象事業者から第1項に規定する認定申請書が提出されたときは、認定審査会の審査に付した上、認定の可否を決定し、その結果について、川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業認定申請結果通知書（第2号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

5 市長は、前項に規定する認定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

6 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、必要な報告若しくは書類の提出を求

め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。この場合において、補助対象事業者は、当該調査に協力しなければならない。

7 補助対象事業者は、補助対象事業に着手した日から10日以内に川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業着手届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

8 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日から10日以内に川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業完了届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更等の承認）

第9条 補助対象事業者が前条第4項の規定による認定の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業計画変更承認申請書・事業計画中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）補助対象事業の内容を変更（補助対象事業の目的及び能率に影響を及ぼさない範囲の軽微な変更である場合は除く。）しようとするとき。

（2）補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（3）補助対象事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、その結果について、川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業計画変更等承認通知書・不承認通知書（第6号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する承認を行う場合において、必要に応じて認定の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

4 市長は、第2項に規定する承認を行う場合において、必要があると認めるときは、認定審査会を開催することができる。

(市内中小企業の活用)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（規則第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）による入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が100万円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(暴力団の排除)

第11条 川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第8条の規定に基づき、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象事業の認定の取消し)

第12条 市長は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、補助対象事業の認定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を行っていないと認めるとき。
- (2) 天変地災その他補助対象事業の認定後生じた事情の変更により補助対象事業の全部または一部を継続することが出来なくなったとき。
- (3) この要綱及び法令等の規定に違反したとき。

2 市長は、前項に規定する認定の取消しをしたときは、速やかに理由を付して補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第13条 補助対象事業者は、認定日から5年以内に事業を開始するものとし、補助金の交付の申請をする場合は、新設した事業所等が事業を開始した日から90日以内に川崎臨海部研究開発機能強化補助金交付申請書（第7号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請の基礎となる補助対象経費は、第8条第4項の規定に基づき認定された補助対象経費（第9条第2項に規定する変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ）を超えることはできない。

(補助金の交付の決定)

第14条 市長は、補助対象事業者から前条第1項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果について、川崎臨海部研究開発機能強化補助金交付決定通知書（第8号様式。以下「交付決定通知書」という。）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、補助対

象事業者に対し、必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。この場合において、補助対象事業者は、当該調査に協力しなければならない。

- 3 市長は、第1項に規定する交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告書等)

第15条 補助対象事業者は、交付申請書の提出の日から30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業実績報告書(第9号様式)

(2) 発注実績報告書(第10号様式)

(3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第11号様式)

- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、1件の金額が100万円を超える支出となる案件について記載するものとし、第10条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

- 3 補助対象事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録された地域区分が市内かつ企業規模が中小として登録されている者、又は補助対象事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

- 4 第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第10条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者

以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、補助対象事業者から前条に規定する報告を受けたときは、補助金の額の確定を行い、川崎臨海部研究開発機能強化補助金交付額確定通知書（第12号様式。以下「確定通知書」という。）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の確定にあたって、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 第1項の確定通知書は、確定した補助金の額と第14条第1項に規定する交付決定通知書により通知した補助金の額が同額の場合は、これを省略できる。

(交付の決定の取消し等)

第17条 市長は、第12条第1項の規定に基づき補助対象事業の認定を取り消した場合又は補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第14条第1項に規定する交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

2 市長は、前項に規定する交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、

その返還を命ずることができる。

(補助金の請求及び交付)

第18条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第16条第1項に規定する確定通知書を受理した後、速やかに川崎臨海部研究開発機能強化補助金に係る補助金請求書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(事業継続期間)

第19条 補助対象事業者は、第14条第1項に規定する補助金の交付の決定の通知を受けた日から10年(以下「事業継続期間」という。)は、事業及び雇用を継続しなければならない。

(状況報告等)

第20条 補助対象事業者は、市長から事業の実施状況について報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、事業継続期間において、1月1日から同月末日までの間にその前年の事業の状況について、川崎臨海部研究開発機能強化補助金状況報告書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して調査を行うことができる。

4 補助対象事業者は、市長が補助対象事業者に対しアンケート又はヒアリング調査等を行うときは、当該調査及び資料の提出等に協力しなければならない

い。

(財産の処分及び管理)

第21条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしなければならない。ただし、事業継続期間を経過した場合は、この限りではない。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産を処分しようとするときは、川崎臨海部研究開発機能強化補助金取得財産処分承認申請書（第15号様式）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、一台又は一基（通常一組又は一式をもって取引の単位とするものにあつては、一組又は一式）の取得価格が1千万円未満の機械及び装置を処分する場合又は事業継続期間を経過した場合は、この限りではない。

3 市長は、前項に規定する財産の処分があつたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第22条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を、事業継続期間内においては、保存しなければならない。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行する。